

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例
(平成25年11月11日京都市条例第46号)(交通局高速鉄道部営業課)

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場においては、障害者等の社会参加の促進を図るため、自転車の駐車に係る利用料金(回数券を除く。)の上限額を、それ以外の者より低廉な額とする運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第46号

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を改正する条例

京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「利用料金は」の右に「，次の各号に掲げる区分に応じ」を加え，「150円」を「，当該各号に掲げる額」に改め，同項に次の2号を加える。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 150円
- (2) 次のいずれかに該当する者 100円

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

オ 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

カ 京都市乗合自動車旅客運賃条例第11条第2号又は京都市高速鉄道旅客運賃条例第9条第1項第2号に規定する養護児童

第5条第1項中「，必要があると認めるときは」を削り，「ことができる」を「ものとする」に改め，同条第3項中「2,700円」を「次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる額」に改め，同項に次の2号を加える。

- (1) 第3条第2項第1号に掲げる者 2,700円
- (2) 第3条第2項第2号に掲げる者 2,000円

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(交通局高速鉄道部営業課)